

市立図書館 夏の行事のご案内

利用時間延長と臨時 休館のお知らせ

市立図書館は7月・8月の2
カ月間、開館時間を午後7時
まで1時間延長します。

なお、9月からは通常どおり
午後6時に閉館しますので、お
間違えのないようにご利用く
ださい。

なお、7月28日(土)は「尾張津
島天王祭」のため臨時休館と
なります。

開館時間

7・8月 午前9時～午後7時
9月～ 午前9時～午後6時

市立図書館では、7月、8月にも
様々な行事・講座を開催します。
皆様お誘い合わせの上、ご来館ください。

問合 市立図書館 ☎25-2145



夏のダンボール工作会

図書館の本を参考に、ダンボ
ールとおりがみを使った工作
会を開きます。

日時 7月21日(土) 午前10時

場所 2階大集会室

内容 サンリオのキャラクター
などを作ります。

定員 30人(先着順)

申込 7月7日(土)から、図書館

児童室で申込用紙に記入し

てください。

真夏の夜のいっしょ おはなし会

暑い夜はやっぱコソレです。
こわい話を聞いて、からだの中
からひんやりしましょう。夜の
図書館でお待ちしています。

日時 7月21日(土) 午後7時

30分

場所 2階大集会室

内容 ストーリーテリング「鳥
取の布団」ほか

申込 不要

※ストーリーテリングとは、絵
や紙芝居を使わず、言葉だけ
で語るおはなしです。

地域の歴史に親しむ講座

「尾張津島天王祭 直前講座」

古くから「日本三大川祭」の
ひとつとして知られ、2016
年にはユネスコ無形文化遺産へ
も登録された「尾張津島天王祭」
今回、長年にわたり天王祭に
携わっている講師が、祭礼の見
どころや歴史をわかりやすく
紹介します。

また、あまり知られていない
舞台裏や逸話について解説す
ることので、さまざま楽しみ方
もご紹介いたします。

日時 7月22日(日) 午後2時

～3時30分

場所 2階大集会室
講師 大橋忠彦氏(津島ガイ
ドボランティア会長)

定員 なし

申込 不要

一日図書館員

本の貸出やコンピュータでの
検索など図書館の仕事を経験
してみませんか？

日時 8月1日(水)、2日(木)、3
日(金)、6日(月)、7日(火)、各日

とも午後1時30分～4時30
分

対象 小学3年生～6年生

定員 20人(各日4人)

申込 7月14日(土)～16日(月)

祝日に市立図書館、生涯学習
センター分室の応募用紙に
記入してください。後日抽
選を行い、当選者にはハガキ
にてご連絡します。

朗読会「あなごころ… あの日」

戦争を語り継ぐ朗読グルー
プ「五五」による朗読会です。
日時 8月5日(日) 午後2時

場所 2階大集会室

内容 絵本『えんぴつびな』ほ
か

大人のための映画会

今年の大人のための映画会
は、『蝉しぐれ』(約130分)
を上映します。

江戸末期、東北の小藩・海坂
藩に暮らす下級武士の息子・
文四郎は、仲の良い友人ととも
に日々剣術と学問に励み、隣の
家の娘・ふくに淡い恋心を抱い
ていた。ふくもまた、文四郎を
慕っていた。そんなある日、殿
の世継ぎ争いに巻き込まれ、謀
反の罪に問われた父が切腹を
言い渡される。残された文四
郎は母とともに家を移り、二層
剣術の修業に励むのだった。
藤沢周平の代表作を映画化
日本アカデミー賞で優秀作品
賞ほか複数の部門を受賞した
作品です。

日時 8月26日(日) 午後2時

場所 2階大集会室

定員 なし

申込 不要





▲昨年度の短編映画上映会にて。作品の上映後、意見交換会が行われました。



REDISCOVERY TSUSHIMA

短編映画ワークショップ
2018 参加者募集

「出会い」をテーマに、津島を舞台にした短編映画を制作します。講師が基礎から丁寧に映画制作を教えますので、初心者の方でも気楽にご参加ください。

日時 9月1日(土)、22日(土)、23日(日)、24日(月)(全4回)
午前9時30分(受付午前9時15分)

場所 文化会館2階視聴覚室・会議室

内容 津島を舞台にしたシナリオを考えたと、監督・制作進行・カメラマン・録音・俳優などの役割を決め、撮影・編集まで行うワークショップです。短期間で映画作品ができてしまう驚きと楽しさを感じられるとともに、「自分たちの作品」が市内外に発信されます。完成した映画作品は、10月27日(土)午後2時から文化会館2階視聴覚室にて上映します。

講師 木全純治氏(シネマスコーレ支配人、あいち国際女性映画祭ディレクター、椋山女学園大学非常勤講師)

対象 満15歳以上で、全日程に参加できる心身ともに健康の方

※映画制作の経験不問

定員 30人

参加費 各日500円

※交通費・食費等は各自でご負担ください。

申込 8月17日(金)正午までに、「氏名、住所、性別、生年月日、職業(学生の場合、学校名と学年)、電話番号、映画制作経験の有無」をメールまたは電話で下記へ。なお、申込締切日に定員に満たない場合は引き続き申込受付をします。

申込先・問合せ

(一社)にぎわい創出機構^{おし}OSHI

☎26-5700(午前10時～午後3時 火・水曜日は定休)

✉eiga@oshi.or.jp

短編小説コンテスト
2018 作品募集



津島を舞台にしたオリジナルの短編小説を募集します。

津島神社や天王祭など、定番の資源はもちろん、あまり知られていない魅力的な場所や日ごろ見かける町並み・小路・公園など、自分だけのお気に入りのヒト・モノ・コト。そんな津島の魅力が描かれた「短編小説」をお待ちしています。

応募資格 どなたでも

部門・副賞

- ・大賞(1編)30万円
 - ・佳作(1編)10万円
 - ・奨励賞(2編)5万円分図書カード
- ※奨励賞は高校生以下の方のみ

募集作品 次のすべてに該当する作品

- ①津島市を舞台とした作品であること
- ②日本語、縦書きで1頁あたり20字×20行で12枚～20枚の作品であること
- ③応募者が創作した未公表の作品であること

応募方法 7月2日(月)～10月31日(水)に専用WEBサイト、メール、または下記へ郵送(郵送の場合は消印有効)。

選考 一次選考で選出された作品を対象に、最終選考委員会を開催し、受賞作品を選出します。

諸権利等 受賞作品の著作権等諸権利は主催者の津島市に帰属するものとします。応募作品は返却しません。

※その他詳細は市ホームページ、にぎわいネット津島および募集ちらしをご覧ください。

応募先・問合せ

(一社)にぎわい創出機構^{おし}OSHI

〒496-0807 天王通り1丁目21番地

☎26-5700(午前10時～午後3時 火・水曜日は定休)

✉novel@oshi.or.jp

🌐https://www.tsushima-nigiwai.jp/event/novel_contest/

ご存知ですか？ 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当される方は、早めに手続きをしてください。生活保護法など公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません。

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
子ども医療	・0歳児から小学校3年生(9歳に達する年度末)まで ・入院のみ中学校卒業(15歳に達する年度末)まで(償還払※1)	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証
	・小学校4年生から18歳に達する年度末まで(上記の場合を除く)	有 市町村民税所得割額5万円以下		
障がい者医療	・身体障害者手帳1級から3級、4級の腎臓機能障害または4級から6級の進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳(A・B判定)の方 ・自閉症状群と診断された方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自閉症状群については医師の診断書
母子・父子家庭医療	・18歳に達する年度末までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 ・上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 ・父母のいない18歳以下の児童	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証書等) ・マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)
精神障がい者医療	・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し
	・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方		指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	
後期高齢者福祉医療	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・市町村民税非課税世帯に属する寝たきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※1)	一部有 ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 ・寝たきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税(※3)	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	・印鑑、健康保険証 ・障がい者の方は障がい者医療と同様。 ・母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様。 ・精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様。 ・寝たきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、寝たきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)

※1 償還払…一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法。

※2 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方

- ・平成30年7月までに申請する方で、平成29年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ・平成30年8月以降に申請する方で、平成30年1月2日以降に他市町村から転入された方

※3 世帯と生計維持者も含む

小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市への申請により助成します。

未熟児養育医療給付制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児が入院中に申請をする必要があります。

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

高額医療費の自己負担限度額の改正について

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が平成30年8月診療分から改正されます。

平成30年7月診療分まで

所得要件	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)
課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降:44,400円】※3
課税所得 145万円未満 ※1	14,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 【4回目以降:44,400円】※3
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 ※2		15,000円



平成30年8月診療分から

所得要件	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)
課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【4回目以降140,100円】※3	
課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【4回目以降93,000円】※3	
課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降44,400円】※3	
課税所得 145万円未満 ※1	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 【4回目以降:44,400円】※3
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 ※2		15,000円

※1 70歳以上の国保加入者の収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、誕生日が昭和20年1月2日以降の方で基礎控除(33万円)後の所得の合計が210万円以下の場合も含まれます。後期高齢者医療加入者は世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計が210万円以下の場合も含まれます。

※2 所得が0円となる方(年金収入の場合は80万円以下の方)

※3 過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目から該当となります。

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

平成30年度国民健康保険税納税通知書(第3～第10期本算定)を発送します

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に加算者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得や今年度の固定資産税額、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。

特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

減免制度について

特別な事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証、個人番号が分かるもの

便利・確実・安全な口座振替をご利用ください

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。



国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めない、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となることがありますのでご注意ください。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

高齢受給者証をお持ちの方へ

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

なお、自己負担割合は、平成30年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、下記へ返却してください。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号番号	
世帯主	住所
対象被保険者	氏名
	氏名
	生年月日 年 月 日
	一部負担金の割合
	発効期日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	230094 津島市印
	電話番号<0567>24-1111

平成30年度の制度改正に伴い、様式が変更になります。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日です。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付しています。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

愛知県内のみ有効	
福 後期高齢者福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	0 2 3 2 0 8 6
公費負担医療費の受給者番号	島市
受住所	見本
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	成 年 月 日から 日 日まで
発行機関名及び印	愛知県 津島市長 印
交付年月日	平成 年 月 日

この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提示してください。

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。被保険者証の色は、オレンジ色から若草色に変わります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

後期高齢者医療保険料・納付書

平成30年度保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関でお支払いください。

30年度の保険料率は所得割率8.76%、均等割額45,379円、保険料賦課限度額62万円です。

30年度からの変更点

29年度までは、年収約153万円～約211万円の方については所得割が特例的に2割軽減されていましたが、30年度の所得割の軽減制度はなくなります。被扶養者軽減が適用されていた方は、均等割が特例的に7割軽減されていましたが、30年度は5割軽減になります。

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	平成31年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	性別 男
住所	名古屋市長区泉一丁目6番5号	
氏名	広城 太郎	
生年月日	大正15年 7月26日	発効期日 平成20年 4月 1日
資格取得日	平成20年 4月 1日	交付日 平成30年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割	
保険者番号	3 9 2 3 4 0 0 0	
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合	

介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費（滞在費）は、申請により利用者負担が軽減されます。負担限度額認定証（若草色）をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に更新申請書を送付しています。減額の適用開始期間は8月1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

受付 7月2日(月)～8月31日(金)に高齢介護課へ。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	平成 年 月 日
番号	
住所	
氏名	
生年月日	明治・昭和 年 月 日 性別 男・女
適用年月日	平成 年 月 日から
有効期限	平成 年 月 日まで
食費の負担限度額	円
居住費又は滞在費の負担限度額	円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

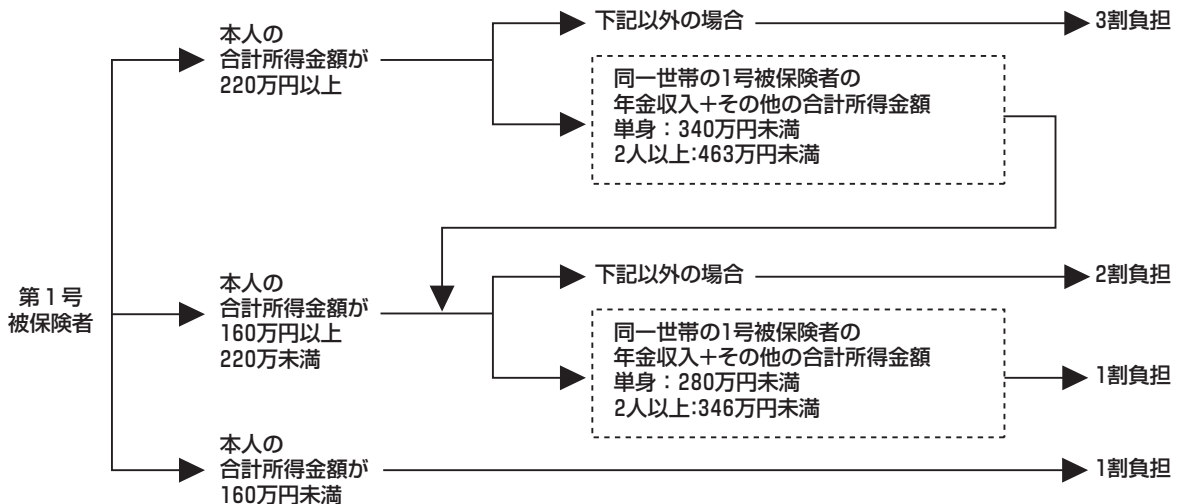
介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
氏名	
生年月日	大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	
開始年月日	平成 年 月 日
終了年月日	平成 年 月 日
開始年月日	平成 年 月 日
終了年月日	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険負担割合証の更新

現在、お持ちの負担割合証（さくら色）の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。一定所得以上の方は、利用者負担割合が2割から3割へと変更になります。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117
 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

※第2号被保険者、市町村民税非課税者、生活保護受給者は右記に関わらず1割負担。



介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるも

のではありません。

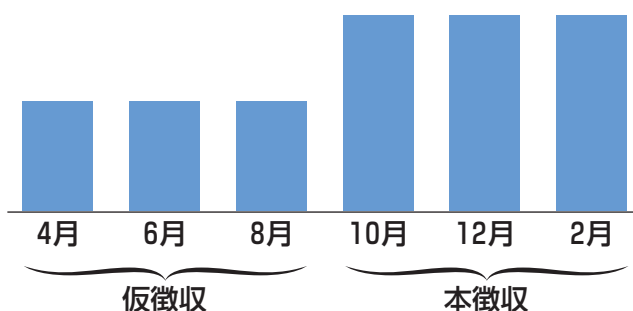
対象 特別徴収の方で、『仮徴収の額』と『本徴収の額』に大きな差が生じることが想定される方(対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します)

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

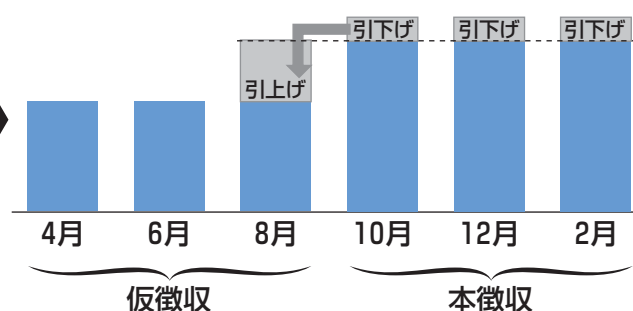
※この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

平準化前イメージ



平準化後イメージ



国民年金保険料の免除制度および猶予制度

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者(※50歳未満の方は、本人と配偶者)の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

手続き

免除周期 毎年7月～翌年6月

受付 平成30年度分…7月から

過去2年間遡及の場合…随時

持ち物

- 年金手帳
- 印鑑(朱肉使用のもの)
- 平成28年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証(1年以上遡及の場合別途必要の場合有)

その他 災害などが理由の場合はその事由発生の前月分からです。

注意 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

免除の対象となる所得の目安

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

保険料免除・保険料納付猶予制度

区分	月額保険料	受給資格期間	給付金額		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されず	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
4分の3免除	4,090円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,170円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,260円		8分の7	6分の5	
納付猶予(50歳未満)	0円		なし		

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないで未納期間になります。

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114